

ポスターデータ利用規約

項目	詳細
提供品	本市の魅力を伝えるポスターのデータ（A2判サイズ）
提供条件	市内外で実施するイベント、展示会等で本市の魅力を伝えるために掲出を希望する場合に提供を行います。
提供対象者	市が認めた市内在住の事業者、団体、個人 ただし、次のいずれかに該当する場合は利用不可とします。 （１） 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。 （２） 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。 （３） 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。 （４） 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。 （５） 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれのあるとき。 （６） ポスターデータを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。 （７） 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。 （８） （１）～（７）のほか、ポスターを使用することが不適當であると認められるとき。
申込方法	所定の申込書を記入し、総合政策課広報広聴係までメールで申請をお願いします（提出期限…使用希望日の２週間前まで）。 【宛先】 kikaku@city.fukuroi.shizuoka.jp ２営業日以内に利用の可否について回答をいたします。
提供方法	PDFで提供します。 データのサイズが大きく、市のメールで送付可能なファイルサイズを超過するため、「セキュアファイル交換サービス」にてデータを送付します（メール件名：「ファイル無害化サービス」）。 ※印刷は本市では行いません。印刷に係る費用は依頼者負担です。
提供単位	N o . １～２０の素材の中からご希望のポスターデータを１点から提供します

注意事項

- ・ 提供したデータを変更することはできません。
- ・ 印刷費用は依頼者の負担となります。
- ・ 掲出終了後は必ず依頼者の責任の下処分をしてください。
- ・ 使用目的以外での使用に関しては都度シティプロモーション室の許可を得たうえで使用をしてください。